

公立大学法人大阪測量・建設コンサルタント等に係る最低制限価格設定基準

(目的)

第1条 この基準は、測量業務、建築関係の建設コンサルタント業務、土木関係の建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務（以下「測量・建設コンサルタント等」という。）に係る契約の適正な履行の確保を図るため、公立大学法人大阪契約事務取扱規程（以下「契約規程」という。）第9条の規定に基づいて設定する最低制限価格について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この基準における予定価格及び最低制限価格の用語の意義は、契約規程に基づく予定価格及び最低制限価格に110分の100を乗じて得た額とする。

2 次条第1項における予定価格算出の基礎となる額は、同項に掲げる表中、業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとにアからエを合算した額とする。

(設定の基準)

第3条 測量・建設コンサルタント等に関し最低制限価格を設定する場合には、次に掲げる表中、業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、アからエまでに掲げる額の合計額とし、1つの業務が複数の業種区分からなる場合はそれらの合計額とする。

ただし、測量業務で、その金額が予定価格に10分の8.2を乗じて得た額（1）を超える場合にあつては予定価格に10分の8.2を乗じて得た額（1）とし、予定価格に10分の6を乗じて得た額（2）に満たない場合にあつては予定価格に10分の6を乗じて得た額（2）とし、建設コンサルタント業務及び補償コンサルタント業務で、その金額が予定価格に10分の8を乗じて得た額（3）を超える場合にあつては予定価格に10分の8を乗じて得た額（3）とし、予定価格に10分の6を乗じて得た額（4）に満たない場合にあつては予定価格に10分の6を乗じて得た額（4）とし、地質調査業務で、その金額が予定価格に10分の8.5を乗じて得た額（5）を超える場合にあつては予定価格に10分の8.5を乗じて得た額（5）とし、予定価格に3分の2を乗じて得た額（6）に満たない場合にあつては予定価格に3分の2を乗じて得た額（6）とする。

業種区分	ア	イ	ウ	エ
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額	—
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額

2 前項に掲げる算定方法によることが適当でないと認められる測量業務については、契約ごとに予定価格の10分の6から10分の8.2の範囲内で、建設コンサルタント業務及び補償コンサルタント業務については、契約ごとに予定価格の10分の6から10分の8の範囲内で、地質調査業務については、契約ごとに予定価格の3分の2から10分の8.5の範囲内で、契約担当者の定める割合を乗じて得た額（7）とする。

（端数処理）

第4条 前条の（1）から（7）に掲げる価額の端数については、その額が十万元以上の場合は、千円未満の金額を切り捨て、十万円未満一万円以上の場合は、百円未満を切り捨て、一万円未満の場合は、円未満を切り捨てて処理するものとする。

（入札参加業者への周知）

第5条 この基準が適用される入札に際しては、入札公告において、入札参加業者に対して

最低制限価格を設定している旨を通知する。

(その他)

第6条 この基準に定めのない事項又はこの基準により難い事項については、理事長が別に定める。

附 則

この基準は、令和4年4月1日より施行する。